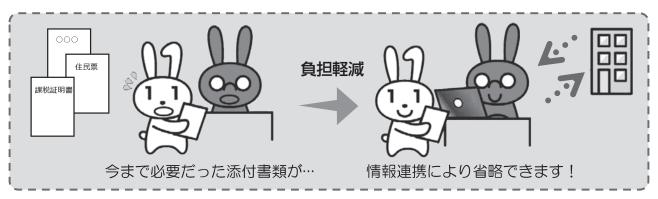
# いいい マイナンバー通信 №3 いいいい

### "平成29年11月13日例から情報連携本格運用スタート予定"

#### マイナンバー制度の「情報連携」について

- ●情報連携とは、番号法に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間で個人番号から生成された符号をもとに特定の個人情報をやり取りすることです。
- ●各種手続きの際に個人番号を申請書等に記入することで、本人確認を行い、手続きすることができます。情報連携により添付書類を省略することができるものがあります。
- ●本人確認の際は、マイナンバーカードにより身元の確認と個人番号の確認ができます。通 知カード等の場合は、身元を確認できる免許証等が必要になります。



- ※事務によっては、添付書類を引き続き提出をお願いする場合もあります。
- ※本町から転出する際は、転入先において必要となる書類をご確認ください。
- ※本町へ転入する際は、転入時において必要となる書類をご確認ください。

#### Q. どのような手続で添付書類が 省略されるのですか?

A.税や社会保障に関する一部の手続で添付書類が省略されます。具体的手続については、詳しくは内閣府のマイナンバーホームページをご覧ください。

## Q. 情報連携の記録を確認することはできますか?

A.ウェブサービス「マイナポータル」の機能「やりとり履歴」で確認することができます。 マイナポータルへのログインにはマイナンバーカードが必要です。

## Q.情報連携でマイナンバーが漏れることはありませんか?

A.情報連携ではマイナンバーを直接 用いず、情報保有機関ごとに振り 出された符号を使用し、芋づる式 に情報が漏えいすることを防止す るなど様々な対策を講じています。

#### 'マイナンバーカード"の申請は簡単!



<パソコンで>





<証明写真機で>※



※機器の対応をご確認ください。